

《鳴門市農業委員会 10月総会 議事録》

開催日時 令和4年10月28日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	小林 幸男
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員

議 案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	4件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について	1件
④農地法第5条第1項第8号の規定による届出について	1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	3件
⑥非農地証明願について	4件
⑦地目照会について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年10月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員20名、欠席委員0名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、6番 里見委員、7番 高田委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 >
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

大西副会長 4番。
申請地は、北灘西小学校から南西に位置する農地です。
申請地は国道が通った後の残地で、耕作されなくなってからは自宅への進入路として使用されていました。
この度、農地法上の手続きを行っていなかったことが判明し、今回の申請となりました。
本申請にあたり、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書が提出されています。
事業計画では、整地を行い、既設コンクリート壁にて土留します。排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、北灘西小学校から南西へ約420mに位置しており、都市計画区域外の10ha未満の農地の広がりのない第2種農地に該当します。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんより地元委員さんからご意見をお願いします。
申請番号1番及び2番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

里見委員 6番。
申請地は、共栄橋から東に位置する農地です。
譲渡人らは、体力の衰えから申請地を耕作できていませんでした。
この度、太陽光発電施設用地を探していた譲受人との間で売買と賃貸借の話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、整地した後、防草シートと碎石を敷き、既存の境界壁や新設するフェンスにて被害防除を図ります。
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、いずれも共栄橋から東へ約200mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
事業計画では、2つの申請を合わせてソーラーパネルを380枚設置、248.5kWの発電出力が見込まれております。
本設備は令和4年3月に50kW以上250kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力供給契約はその翌月に締結されております。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。申請番号1番及び2番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番及び2番については原案どおり承認といたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

大西副会長 4番。
申請地は、北灘西小学校から南西に位置する農地です。
申請地は、当時の自宅との間に国道が通ったことで不便になり、長年耕作されていませんでした。
この度、キャンピングカーも駐車できる車中泊向けの有料駐車場を計画していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、整地してバラスを敷いた後、駐車区画をロープで明示します。
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、北灘西小学校から南西へ約460mに位置しており、周囲を堤防、
国道11号線、及び宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に
該当します。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業
計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。申請番号3番について、承認することにご異議
ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番3番については原案どおり承認といたします。
次に、申請番号4番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

向委員 20番。
申請地は、鳴門東小学校から北に位置する農地です。
申請地は長年耕作されておらず、雑木林のようになっています。
この度、付近でホテルとレストランを経営する譲受人が、利用客向けの庭園
及び駐車場として申請地を購入する話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、不要な樹木を取り除き、砂をすき取った後、庭園用の土と置
き換えます。また、遊歩道を整備し、観賞用の樹木を植えます。
給水については、隣接地からホース等で散水します。
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画ですので、許可しても
問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門東小学校から北へ約630mに位置しており、周囲を山林や
宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当いたします。
なお本件の譲受人は、昨年9月にも同様の目的で農地転用の許可を受けてお
りますが、そちらのほうは未だ工事中です。去年許可した案件について、担当
行政書士に聞き取りを行ったところ、景観植物を扱う都合上、植栽の時期が限
られてしまうなど、工事に時間がかかるのはやむを得ないと考えられましたの
で、事務局といたしましては、今回の許可申請を許可しても差し支えないので
はないかと考えております。
今回の許可申請にかかる資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微で
あることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。申請番号4番について、承認することにご異議
ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番4番については原案どおり承認といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長	< 4. 報告事項 18件 >	
	①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
	②農地法第4条第1項第8号の規定による通知について	1件
	③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について	1件
	④農地法第5条第1項第8号の規定による届出について	1件
	⑤農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)	3件
	⑥非農地証明願について	4件
	⑦地目照会について	1件

谷口会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

竹村委員 平地の田んぼで、20年間くらい木が生えているのはどうなるのですか。
非農地証明願の申請をすると、適用するのですか。

事務局次長 場所によりけりになります。平地のところできなり山林が現れることはありません。木は生えているが、山がいきなり出てくることは。山林にみなすことはできません。
かなり大きな木が生えてる状態ですか。

竹村委員 はい。

事務局次長 農地として所有者さんに管理していただくことになります。

竹村委員 農地の所有者がご高齢です。
田んぼを外せるのであれば外して、倉庫等を簡単に建てられるように。

事務局長 外れても建つかどうかは、都市計画法という別の法律があります。農地でなくなったといえども、何にでも使える訳ではありません。
事後の目的はともかくとして、まずは農地かどうかの判断は地元の委員さんも含めて3者以上の現地確認が必要となります。
基本的には、周辺の農地の状況を勘案しないとイケません。例えば、レンコンのど真ん中を非農地とすべきかどうかというのは、また別途議論が必要になると思います。基本は原則農地に返すことが第一目標とさせていただければ。

竹村委員 この間の板東の件では、竹藪が山林になっていました。あそこは山の中ではありません。

事務局長 なぜ平野部で山林地目があるのかという話ですが、あの場所は登記地目が山林なのであって、鳴門市の森林台帳からは外れています。登記地目がたまたま林地になっているだけであって、計画上は森林ではありません。登記からさかのぼって経過を全部調べていかなければ、なぜ登記が山林になっているかは分かりません。

竹村委員 山が隣接している案件は簡単に認められているように思います。山が隣接していなくても、広い面積であれば山林と認められるのではないかと想像しますが。

事務局長 周辺農業への影響からまず見るべきということです。周辺農地ということは、周辺の農業施策も全部含めてになるため、水路・用水・排水・道路を含めての話になります。

谷口会長

よろしいですか。他にございませんか。
無いようでございますので、『議案第3号』報告事項については、原案どおり承認することいたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。
事務局、何かありますか。

事務局

特にありません。

谷口会長

他にございませんか。
それでは、これをもちまして令和4年10月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後2時33分
令和4年10月28日

会 長

谷口 清美

議事録署名者

里見 廣治

議事録署名者

高田 吉敏